

第 4 5 号議案参考資料

議 案 名

桶川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び桶川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

1 提案理由

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正をしたいので、この案を提出するものである。

2 改正の内容

(1) 桶川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正 (改正条例第 1 条関係)

ア イの改正に伴い、引用部分の整理を行う。 (第 3 7 条関係)

イ 保育内容支援の実施又は代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難な場合であって、一定の要件を満たすときは、連携施設を確保しないことができるようにするとともに、項の繰下げ等を行う。 (第 4 2 条関係)

ウ 経過措置における連携施設を確保しないことができる期間を 5 年間延長する。 (附則第 5 条関係)

(2) 桶川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正 (改正条例第 2 条関係)

ア 保育内容支援の実施又は代替保育の提供に係る連携施設の確保が

著しく困難な場合であって、一定の要件を満たすときは、連携施設を確保しないことができるようにするとともに、項の繰下げ等を行う。
(第 6 条関係)

イ 経過措置における連携施設を確保しないことができる期間を 5 年間延長する。
(附則第 3 条関係)

3 施行期日

公布の日